平成２０年６月２０日
東 北 地 方 整 備 局

まちづくり計画策定担い手支援事業の２次募集を開始！

～まちづくりの担い手による都市計画の提案を国が直接支援～
～重点密集市街地では１００%補助～

国土交通省では、「まちづくり計画策定担い手支援事業」について、２次募集を開始することとなりました。
本事業は、市街地の整備改善につながる都市計画の提案の促進を図るため、地権者やまちづくりNPO法人など、地域におけるまちづくりの担い手が、自ら主体となって地区計画等の都市計画の素案を作成するために必要な経費を補助するものです。

○　国土交通省では、平成19年度より、市街地の整備改善につながる都市計画の提案の促進を図るため、地域におけるまちづくりの担い手が、自ら主体となって地区計画等の都市計画の素案を作成するために必要な経費を補助する「まちづくり計画策定担い手事業支援事業を創設しました。
助成団体は公募により選定しており、平成20年度は1次募集を4月2日～4月30日に実施し、今回は2次募集を6月23日（月）～8月8日（金）まで行います。（別紙－１）

○　１次募集には全国から２２件の応募があり、その中から２０件を採択しました。（別紙－２）

○　２次募集のスケジュールは以下のとおりとなっております。
平成２０年　６月２３日（月）　募集開始
平成２０年　８月　８日（金）　募集締切
平成２０年　９月下旬　　助成対象事業主体の選定

～　詳しくは国土交通省HP（http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/index.htm）をご覧下さい　～
国土交通本省からも２次募集及び１次募集結果の発表があります。

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

＜ 問い合わせ先 ＞
国土交通省　東北地方整備局　建政部
電話　０２２（２２５）２１７１

都市・住宅整備課　課　　長　堂薗（どうぞの）　洋昭（内線6161）
課長補佐　横山　真幸（内線6162）

別紙－１

＜事業概要＞

（1）事業主体：地権者組織　等
（専門知識が十分ではなく、調査や提案素案作成を委託する必要がある団体）
（2）対象地域：以下の①②の要件を満たす地域
① 都市計画区域内の 0.5ha 以上の地区
② 国策として整備改善を進めるべき以下のいずれかの市街地内の地区
- 密集市街地（全国で約 25,000ha）
- 中心市街地活性化法による認定基本計画区域
- 都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画の重点区域
- 都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項地区
- 密集市街地整備法による防災再開発促進地区
- 上記予定区域

（3）補助対象：地区計画等都市計画の提案素案の作成及びそのための調査等を専門家に依頼するのに要する費用（委託費）
（※「都市計画の提案素案の作成」は必須項目です。）
- 基礎調査（土地利用・建築物に関する現況調査、市街地環境の調査等）
- 地区診断（地域課題の抽出、建築規制等の導入効果分析等）
- 都市計画の提案素案の作成

（4）補助率：100%補助（重点密集市街地）
50%補助（重点密集市街地以外の地域）
（5）補助限度額：500万円／ha（事業費ベース）
（※ただし、重点密集市街地については、1地区あたり 2,000 万円を限度とします。）
（6）平成20年度予算：2億円（国費）

＜平成20年度募集スケジュール＞

平成20年6月23日（月）	募集開始
平成20年8月8日（金）	募集締切
平成20年9月下旬	助成対象事業主体の選定

まちづくり計画策定担い手支援事業

平成２０年度助成団体の２次募集（６月２３日～８月８日）

～　地権者組織等による都市計画の提案を国が直接支援　～
～　重点密集市街地では１００％補助　～

密集市街地等において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、自律的な建替促進を通じた市街地の整備改善等に資する地区計画等の都市計画の提案を促進する。

【募集期間】：平成２０年６月２３日（月）～平成２０年８月８日（金）
【事業主体】：地権者組織　等
【対象地域】：以下の①②の要件を満たす地域
①都市計画区域内で0.5ha以上の地区）
②国策として整備改善を進めるべき以下のいずれかの市街地内の地区
・密集市街地（25,000ha）
・中心市街地活性化法による認定基本計画区域
・都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域
・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画の重点区域
・都市再開発法第２条の３第１項第２号及び第２項地区
・密集市街地整備法による防災再開発促進地区
・上記予定区域
【補助対象】：地区計画等都市計画の提案素案の作成に要する費用（委託費）

まちづくり計画策定担い手支援事業による助成

※助成費は地権者組織等からコンサルタントへ委託する費用のみです。
地権者組織等の運営費、自ら行う場合の調査費は含まれません。

①基礎調査（土地利用・建築物に関する現況調査等）

■現地調査



■調査結果のとりまとめ

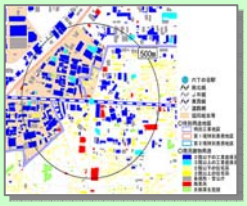

②地区診断（現況調査等の資料解析等）

■地区の課題の整理　■市街地の防災性評価

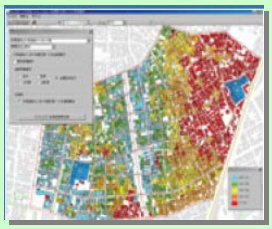



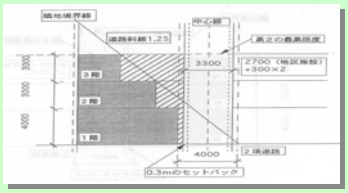

■模型等を使った 計画内容のスタディ
■地区計画による規制緩和 後の地区イメージの作成等

③地区計画等の都市計画提案のための素案作成





【補助率】：１００％補助（重点密集市街地）
５０％補助（重点密集市街地以外の地域）
【補助対象限度額】：500万円／ha（事業費ベース）
（ただし、重点密集市街地については、１地区当たり2,000万円を限度）
【助成対象事業主体の決定】：平成２０年９月下旬頃

別紙－２

平成20年度まちづくり計画策定担い手支援事業の選定結果

平成20年度は、助成対象事業主体の1次募集を4月2日から4月30日まで行ったところ、22件の応募申請があり、審査の結果、20件をまちづくり計画策定担い手支援事業の助成対象として選定しました。

＜選定事業一覧＞

都道府県	地区名	応募団体名	面積（ha）	対象区域要件
北海道	札幌市南一条地区 （札幌市中央区南一条西1丁目から西3丁目）	南一条地区開発事業推進協議会	7.6	都市再生緊急整備地域 再開発法
千葉県	市川南地区 （市川市市川南1丁目地内）	市川南地区まちづくり推進協議会	5.7	重点密集市街地
千葉県	関ヶ島地区 （市川市関ヶ島地内）	行徳小普請組	2.9	重点密集市街地
東京都	墨田区京島地区 （墨田区京島3丁目の一部）	特定非営利活動法人　向島学会	13.3	重点密集市街地 防災再開発促進地区
東京都	墨田区東向島地区 （墨田区東向島1丁目等）	特定非営利活動法人　向島学会	6.5	重点密集市街地 防災再開発促進地区
東京都	弥生町三丁目地区 （中野区弥生町3丁目）	南中野まちづくり協議会	11.0	重点密集市街地
東京都	新井薬師前駅周辺地区 （中野区上高田2丁目・3丁目）	新井薬師前駅周辺まちづくりの会	32.6	重点密集市街地
神奈川県	滝頭・磯子地区 （横浜市磯子区久木町）	滝頭・磯子まちづくり協議会	6.2	重点密集市街地
神奈川県	東久保地区 （横浜市西区東久保町）	東久保夢まちづくり協議会	17.7	重点密集市街地
富山県	射水市放生津地区 （射水市放生津町地内）	放生津地区防災まちづくり検討会	4.0	重点密集市街地
石川県	輪島市鳳至上町地区 （輪島市鳳至上町地内）	輪島市鳳至上町街づくり推進協議会	7.5	密集市街地
静岡県	高竜地区 （浜松市中区砂山町、寺島町の一部）	高竜街づくりの会	11.3	中心市街地活性化基本計画区域
大阪府	御津心斎橋筋地区 （大阪市中央区心斎橋筋1・2丁目外）	心斎橋筋まちづくり推進協議会	7.0	都市再生緊急整備地域
大阪府	庄内幸町3丁目地区 （豊中市庄内幸町3丁目地内）	庄内北部地区再開発協議会・庄内幸町3丁目まちづくり専門部会	9.15	重点密集市街地
兵庫県	潮江密集地区 （尼崎市潮江2・3丁目、1丁目の一部他）	潮江密集地区まちづくり協議会	25.0	重点密集市街地

兵庫県	潮江密集地区 （尼崎市潮江2・3丁目、1丁目の一部他）	潮江密集地区まちづくり協議会	25.0	重点密集市街地
兵庫県	今福・杭瀬寺島地区 （尼崎市今福2丁目、杭瀬寺島1丁目地内）	今福・杭瀬寺島地区まちづくり協議会	12.0	重点密集市街地
兵庫県	浜密集地区 （尼崎市浜3丁目、次屋1丁目他）	浜密集地区まちづくり協議会	9.0	重点密集市街地
兵庫県	戸ノ内町北地区 （尼崎市戸ノ内町1・2丁目，3丁目の一部）	戸ノ内町北地区まちづくり協議会	14.6	重点密集市街地 防災再開発促進地区
福岡県	船場町地区 （北九州市小倉北区船場町5～7番）	特定非営利活動法人 北九州都市再生研鑽会	1.0	都市再生緊急整備地域
福岡県	天神明治通り地区 （福岡市中央区天神1丁目、2丁目地内）	天神明治通り街づくり協議会	17.0	都市再生緊急整備地域